

セキュリティお助けパックサービス規約

第1条（目的）

本サービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、バリオセキュア株式会社（以下、「当社」という。）が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める基準を満たすものとして「サイバーセキュリティお助け隊サービス」として登録されております『セキュリティお助けパック（ネットワーク）』（サービス登録番号：2023-007）および『セキュリティお助けパック（ネットワーク&端末）』（サービス登録番号：2023-008）（以下これら両サービスを、「本サービス」という。）を契約者に対して提供する条件を定めることを目的とするものとします。

第2条（本利用規約の適用）

契約者は、本規約が、契約者と当社の間で締結されるセキュリティお助けパック加入契約書（以下、「加入契約書」という。）の内容の一部を構成するものであり、本サービスの利用に関わる事項に適用されます。

第3条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

契約者	当社が本サービスの利用を承諾し加入契約書を締結している事業者をいう。
利用者	契約者のネットワーク環境内にて、本サービスを利用する契約者の役員または従業員等のことをいう。
UTM 機器	本サービス利用にあたり、当社が提供する所定の総合脅威管理（Unified Threat Management）機器のことをいう。
VCR	VCR（Vario Communicate Router）は、当社が本サービスで提供する UTM 機器をいう。
VCR116wPlus	当社が提供する VCR のうちウイルス駆除&サイバー保険がバンドルされる VCR 機器をいう。
Vario EDR（Endpoint Detection and Response）サービス	当社が監視やレポート報告をする、ウィズセキュア株式会社の EDR 製品を用いた監視・運用サービスのことをいう。
Vario EPP（Endpoint Protection Platform）サービス	当社が監視やレポート報告をする、ウィズセキュア株式会社の EPP 製品を用いた監視・運用サービスのことをいう。
Vario エンドポイント	Vario EDR サービスならびに、Vario EPP サービスのことをいう。

セキュリティサービス	いう。
ライセンス	Vario エンドポイントセキュリティサービスで契約企業の PC にインストールするソフトウェア (Vario EDR と Vario EPP) をいう。PC1 台につき、1 ライセンス必要となる。
設定シート	当社の UTM を契約者が指定する場所に設置するために、事前に必要な UTM 設置住所、UTM 設置希望日時、技術情報 (IP アドレス他) や契約者の担当者情報等を記載するシートをいう。

第4条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約になります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第5条 (本サービス内容)

本規約において、当社が契約者に提供する本サービスの内容は、別紙1に定めるとおりとします。

第6条 (本サービスの利用および利用可能環境の整備)

契約者には、当社またはその委託会社から契約者ご指定の場所へ UTM 機器を送付させて頂きます。UTM 機器の設定は、原則契約者にて自らの費用と責任で適切な場所に適切な方法で設定・設置するものとします。UTM 機器の設定マニュアル『VCR クイックスタートガイド』は、UTM 機器に同梱されています。当社、または当社の委託会社が遠隔により UTM 機器が正しく設定できたか確認をさせて頂きます。なお、契約者自ら設定・設置がうまく出来ない場合や方法に関するご質問がある場合は、当社問い合わせ窓口に電話もしくはメールでお問合せ頂き、契約者自らで設定・設置するものとします。

2. セキュリティお助けパック (ネットワーク&端末) の契約者の場合は、UTM 機器設置日までに Vario EDR/EPP のソフトウェアを取得するための情報を当社から提供させて頂きます。契約者は、本ソフトウェアを契約者自ら当社指定のサイトからダウンロードし、利用者の PC へインストールして頂きます。正しくインストールできない等問題が発生した場合は、当社問い合わせ窓口に電話もしくはメールでお問合せ頂き、契約者自らで設置・設定するものとします。

3. 本サービスを利用するための環境は、契約者のネットワークがインターネットに接続され、かつルータが設置されていることを条件とします。また、UTM 機器以外に必要な通信機器、ソフトウェア等、電源及び UTM 設置スペースは、契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。また、本サービスの提供条件として、別紙1のとおりプロトコル・

ポートを宛先とした通信（通信要件）を行うため、これらの通信の疎通確保においても契約者が事前に準備するものとします。

第7条（本サービスの提供区域）

本サービスは、日本国内（離島を除く）の当社が定める区域において提供するものとします。また、契約者は、UTM機器やソフトウェアを、本サービスを受ける目的にのみ使用するものとします。

第8条（利用申込み）

加入契約書の申込みをする場合は、当社所定の申込書を、当社に提出していただきます。また、利用申込みを行った時点で申込者は本規約、および関係する以下の約款を、利用契約の内容の一部とする旨の合意をしたものとみなします。なお、本規約と以下の約款で異なる内容がある場合は、本規約を優先するものとします。

- (1) 「VCR 売買約款」
- (2) 「VCR 運用サービス約款」
- (3) 「VCR 保守 サービス約款」
- (4) 「VarioSecure サービス利用契約約款（Vario Endpoint Security サービス /VarioEndPointSecurity-F サービス /VarioEDR サービス）」
- (5) 「ウイルス駆除サービス約款」

2. 当社は、申込み内容を審査のうえ、本サービスの提供を承認した場合は、当該申込者に対して、その旨電子メールにて通知するものとし、その通知の発信をもって本利用契約が成立するものとします。

3. 前項に係る当社の承認を受けた申込者は、第14条（料金の支払い義務）に基づき、本サービスに係るサービス利用料金を支払うものとします。

4. 当社は、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき、または記載内容に不備があるとき
- (2) 本サービスを提供することが技術上困難と判断した場合
- (3) 申込者が、当社が提供するサービスの料金その他債務の支払いや本規約等を遵守できないおそれがあると判断したとき
- (4) その他、当社が利用申込みを相当でないと判断した場合

5. 当社は、前項の規定により本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

6. 本サービス利用申込みから UTM 機器設置までの間の本利用契約の解約は、当社が合理的な理由があると判断した場合を除き、原則、認めないこととします。

第9条（提供開始日および最低利用期間および課金）

本サービス提供開始日は、当社と契約者と予め合意した UTM 機器の設置日とします。また、セキュリティお助けパック（ネットワーク&端末）サービスの場合で、かつ UTM 機器設置時に契約者の PC にサービスに必要なソフトウェアが未インストールであっても、サービス提供開始日は、UTM 機器の設置日とします。但し、サービス提供にあたり当社に明らかな非がある場合、または当社が合理的な理由があると判断した場合は、サービス提供開始日を当社から別途通知します。この場合であってもサービス提供開始日は、UTM 機器の設置日から 10 営業日を超えないものとします。

2. 本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供開始日から起算して 2 年間とします（以下「最低利用期間」という。）。

3. 課金開始月は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の 1 日から起算してし、最終月までとし、最終月においてはサービスが月途中で終了する場合であっても通常の 1 か月分として課金するものとします。

4. 契約者から最低利用期間が経過する 1 カ月前までに当社指定の様式による解約の申込みがない場合、1 ヶ月を単位として自動的に利用期間が延長されるものとします。

5. 契約者は、最低利用期間内に、第 10 条（契約者が行う利用契約の解除）に基づき利用契約が解除された場合、第 11 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項または第 26 条（反社会的勢力等の排除）第 2 項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、当社に対して、当社が定める期日までに第 15 条（最低利用期間内の利用契約の解除等に係る料金）に規定する額を支払うものとします。

第10条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除月を指定し、その 1 ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとします。当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。なお、指定の解除月に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し利用契約を解除するものとします。

第11条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2. 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- （1）銀行取引停止処分を受けたとき
- （2）差押、競売、滞納処分を受けたとき

- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をなしたとき
- (5) 違法行為をなしたとき
- (6) 本契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、もしくはその行為者であるとき、または、反社会的勢力であったと判明したとき
- (9) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をしたとき
- (10) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどしたとき
- (11) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき
- (12) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が反社会的勢力である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をしたとき

3. 前二項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4. 当社は、初めて当社と契約者が合意の上決定した、利用機器の設置予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始されない場合は利用契約を解除することができます。

5. 前項の解除が適用される場合、契約者は、第14条（料金の支払い義務）の規定に関わらず、初期費用、および24ヶ月分の月額利用料の額を、当社が定める期日までに、当社に一括で支払わなければならないものとします。

第12条（当社による本サービスの廃止）

当社は、当社の都合により本サービスを廃止し、本利用契約を解約することができるものとします。

2. 本サービスを終了する場合、当社所定の方法で通知します。

第13条（本サービスの料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙1に定めるところによります。

第14条（料金の支払い義務）

契約者は当社に対して、別紙1に規定する料金を当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、振込に関する手数料等は契約者の負担とします。

2. 前項の他、諸費用がある場合は、甲は乙に対して、初回の月額費用と同時に一括にて支払うものとする。

第15条（最低利用期間内の利用契約の解除等に係る料金）

契約者は、第9条（提供開始日および最低利用期間および課金）第2項に定める最低利用期間内の利用契約の解除に係る料金として、第14条（料金の支払い義務）の規定にかかわらず、利用期間の残余の期間に対応する月額利用料相当額を、当社が定める期日までに、一括して支払うものとします。

第16条（遅延損害金）

契約者は、利用契約に基づく料金その他の債務の支払いを徒過した場合は、年14.6%の割合で遅延損害金が生じるものとします。

第17条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第18条（委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を当社が指定する業者に委託することができるものとし、当社は契約者に対し当該委託先の行為についての責任を負うものとします。

第19条（損害賠償）

当社、または契約者は、本サービスを提供するにあたり、自己の帰責事由ある行為により、相手方に対し損害を生じせしめた場合は、その損害額等について、両者協議の上、本契約の解除の有無にかかわらず、契約者が当社に対して支払った契約金額を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

2. 前項に関わらず、当社、または契約者の故意または重過失に基づき、相手方に損害が発生した場合、当社、または契約者は、相手方に対し一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第20条（免責）

当社は、本サービスの完全性、可用性、正確性、有用性または適法性につき、一切保証しません。

2. 本サービスは、セキュリティリスクの低減を目的としますが、すべてのセキュリティリスクの排除を保証するものではありません。

3. 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止もしくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の消失、毀損、その他本サービスに関連して発生した契約者または第三者の損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスに関して契約者または第三者に生じた営業価値の損失、使用機会の逸失、事業やサービスの中断・停止を含むあらゆる種類の損害について一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、当社の責に帰さない以下の事象により本サービスの履行が不能となったときは、賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 電気、水道、ガスなどのライフラインの停止による場合
 - (2) 契約者の責に帰すべき事案による場合

第 21 条 (不可抗力)

当社は、天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、乙の管理下でない監視経路上の回線または機器故障、その他当社の責に帰することの出来ない事由に起因する、本契約に基づく義務の履行の遅延または不能については、責任を負わないものとします。

第 22 条 (通知義務)

当社および契約者は、次の場合、相手方に対して遅滞なく書面（電子メールを含む。）にて通知するものとする。

- (1) 名称または商号を変更したとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
2. 契約者は、つぎの場合、当社に対して遅滞なく通知するものとする。
- (1) 本機器の修理を要する場合
 - (2) ライセンスの再発行を要する場合
 - (3) ライセンスについて権利を主張する者があるとき

第 23 条 (秘密保持)

当社および契約者は、本契約の有効期間中であると終了後であるとを問わず、本契約および個別契約に基づいて知り得た相手方の経営上、営業上、技術上等の秘密（個人情報を含む）を、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

- (1) 相手側から開示を受けた際、すでに自ら所有していたもの
- (2) 相手側から開示を受けた際、すでに公知または公用であったもの

(3) 相手側から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責めによらないで公知または公用となったもの

(4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わず入手したもの

2. 当社および契約者は、自らの役員、従業員、その他本契約の履行に関わる関連会社または委託先の役職員等に本条の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとします。

3. 当社および契約者は、第1項の規定にかかわらず、法令または裁判所、政府機関、金融商品取引所その他情報受領者に対して権限を有する機関の裁判、命令、規則等により第1項に定める情報の開示を要求された場合には、合理的に必要な範囲で秘密情報を開示することができる。この場合において、情報受領者は情報開示者に対し、開示の事実を可能な限り事前に通知するものとします。

4. 当社または契約者のうちいずれか一方が本条に違反したことにより、相手方に損害が生じた場合、本条に違反した当事者は、相手方に対し、機会損失、逸失利益等の特別損失を含まない通常かつ直接の損害（予見すべき特別の事情により生じた損害を含む。）についてその賠償を請求することができるものとします。

第24条（個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行うものとします。

第25条（個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を当社グループ会社、業務委託先と共同利用することがあります。

第26条（反社会的勢力等の排除）

当社および契約者は、相手方に対して、自ら（関係会社も含む）もしくは、その役員、代表者、実質的に経営権を有する者、顧問、主要な出資者、下請負人もしくは本契約または個別契約の履行のために使用する者（法律関係の有無を問わず、その経営、事業に実質的に影響を有する者または事実上その指示に従う者をいい、以下「本関係者」という。）が、個人であると団体であるかを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団または、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを、本契約締結時点および将来に亘り表明し、保証する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有

すること

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社または契約者は、相手方もしくはその本関係者が次の各号の一に該当することが認識された場合、または該当しているおそれがあると合理的理由に基づき判断された場合、もしくは報道その他により一般に認識された場合、相手方に対し何らの催告を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。この場合、解除した当事者はそれにより被った損害の賠償を相手方に請求することができ、解除された当事者は、それにより損害を被ったとしても、解除を行った当事者に損害賠償を請求することはできないものとする。

- (1) 前項の規定に違反した場合
- (2) 本契約締結以前に反社会的勢力であった場合
- (3) 本契約または個別契約の履行に際して、反社会的勢力と知りながらその全部または一部を反社会的勢力に遂行させた場合
- (4) 反社会的勢力への資金またはその他便宜の提供を行った場合
- (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方またはその本関係者に対して、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または自己の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
- (7) 自らまたは第三者を利用して、相手方またはその本関係者に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- (8) 自らまたは第三者を利用して、相手方またはその本関係者に対して、暴力的な要求行為あるいは法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合
- (9) 自らまたは第三者を利用して、風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方またはその本関係者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
- (10) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をした場合
- (11) 自らまたは第三者を利用して、その他上記3号乃至9号に準じる行為を行った場合

3. 当社および契約者は、相手方が前項各号を確認することを目的とした調査を行う場合、それに協力する。

4. 当社および契約者は、自らまたはその本関係者が本契約または個別契約に関連して反社会的勢力による不当要求または業務妨害を受けた場合、断固としてこれを拒否し、もしくは当該本関係者をして断固としてこれを拒否させるとともに、速やかに相手方にこれを報告し、必要に応じて捜査機関への通報など必要な措置を行うものとする。

第 27 条 (ソフトウェアの複製等禁止)

契約者は、ライセンスの全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」という。）に関して次の行為を行わないものとする。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者へ譲渡すること
- (2) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを契約者以外の第三者に対し再使用権設定を行うこと
- (3) ソフトウェアを複製、変更または改作すること
- (4) ソフトウェアのリバースエンジニアリングを行うこと

第 28 条 (解約後の措置)

本サービスの利用契約が解除もしくは解約された場合であっても、第 11 条（当社が行う利用契約の解除）、第 17 条（権利義務の譲渡の禁止）、第 19 条（損害賠償）、第 20 条（免責）、第 23 条（秘密保持）、第 24 条（個人情報の取扱い）、第 27 条（ソフトウェアの複製等禁止）、第 30 条（裁判管轄）および本条の各規定はなおその効力を有するものとします。

第 29 条 (疑義解釈)

本規約に定めのない事項および本規約条項の解釈について疑義が生じた場合は、当社および契約者が誠意をもって協議解決するものとする。

第 30 条 (裁判管轄)

本サービス（利用契約、本規約その他本サービスの利用に伴い合意した各規約を含む）に関する紛争解決の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

別紙1

1. サービスの構成

①セキュリティお助けパック（ネットワーク）は、UTM 機器である VCR116wPlus を含むサービスで、VCR 先出しセンドバック保守、VCR 運用サービス、およびウイルス駆除サービス&サーバー保険を含むサービスとなります。最低利用期間は2年間とし、延長可能です。

②セキュリティお助けパック（ネットワーク&端末）は、UTM 機器である VCR116wPlus と Vario EDR/EPP サービスを含む統合サービスで、UTM 機器のセンドバック保守、UTM 機器と PC にインストールされた EDR/EPP の監視・運用サービス、およびウイルス駆除サービス&サーバー保険を含むサービスとなります。最低契約期間は2年間とし、延長可能です。なお、Vario EDR/EPP サービスは、PC 向けサービスで1 端末からサービス提供が可能です。最低利用期間は2年間とし、延長可能です。

2. 価格

本サービスの価格は、以下のとおりとする。

表1 価格表

プログラム名	項目	提供価格（税別）
セキュリティお助けパック （ネットワーク）	初期費用（UTM/台）	60,000 円
	月額費用（UTM/台）	9,800 円
セキュリティお助けパック （ネットワーク&端末）	初期費用（UTM/台）	80,000 円
	月額費用（UTM/台）	9,800 円
	月額費用（EDR&EPP/PC）	1,400 円

※ 月額費用は、第9条のサービス提供開始日を基準に判断するものとし、サービス開始提供日の属する月は月額費用は発生せず、サービス提供開始日の属する月の翌月1日より発生するものとする。初期費用は、初回の月額費用とともに支払うものとする。

※ 月額費用には、UTM 機能を提供する UTM ライセンス費用、運用管理・サポートサービス費用、センドバック保守サービス費用（但し、本別紙第3項から第5項に記載されているサービスのうち、有償である旨が定められているものを除きます。）が含まれます。

※ EDR/EPP は契約者ご自身で PC へインストールをお願いします。

表2 UTM オンサイト設置価格表（オプション）

導入・設置作業料金		提供価格（税別）
オンサイト設置料金（平日 9-17 時）	基本設置費用	¥50,000

注意事項：

- ・本価格は VCR をブリッジモードで使用する場合に限りです。
- ・契約者で予め UTM の IP アドレス（固定 IP）、デフォルトゲートウェイ、DNS 等の情報を当社指定の設定シートへの記載が必要です。
- ・上記条件以外のオンサイト設置の場合、当社から契約者へ別途お見積りを提示します。

3. 提供される UTM 機能

当社は、本サービスとして以下の UTM の機能を契約者に提供します。UTM 機器は、VCR116w とします。

表 3 提供される UTM 機能

機 能	説 明
ブリッジ方式	契約者のパソコンの設定を変えずに UTM を設置する方式です。
ファイアウォール	セキュリティポリシーに基づき、通信を制御する機能です。
Advanced Threat Protection	C&C サーバーなどを利用した遠隔操作による攻撃を遮断する機能です。
IPS（不正侵入防止）	外部からの不正侵入を検知し遮断する機能です。
Web フィルタ	悪意のある Web サイトへのアクセスを遮断する機能です。
サンドボックス	実行型の未知なファイルを安全な環境で検査し、脅威が検知された場合はブロックします。
Web アンチウイルス	Web サイトへの通信時にウイルスを遮断する機能です。
メールアンチウイルス	メールの送受信時にウイルスを遮断する機能です。
アンチスパム	メールの送受信時に迷惑メールを検知・遮断する機能です。

- ※ 本機器は、概ね 50 名までのオフィス向け UTM 製品となります。
- ※ 本サービス向け UTM 機器は、原則ブリッジモードのみのご提供となります。
- ※ UTM 機器としては、上記以外に機能がありますが、契約者が上記以外の機能をご利用の場合は、本サービスのサポート対象外となります。
- ※ 上記提供機能は、予告なしに変更される場合がございます。

4. UTM 機器に求められる通信プロトコル条件

契約者にて、事前に以下の通信ポートを利用できる様設定頂く必要があります。

表 4 利用要件（通信ポート）

提供機能		通信内容	送信元	宛先通信ポート
基本機能	アクティベート	ライセンス同期とアクティブ化	VCR116w ・ブリッジ IP もしくは WAN 側 IP ・ポートは Any ※上位機器（ルータやホームゲートウェイ）などで送信元を制限していない場合は不要です。	UDP53、TCP443
	監視・運用	運用センターとの通信		UDP53、TCP443、TCP22、UDP123
セキュリティ機能	ATP 運用	シグネチャデータベースの更新		UDP53、TCP443
	IPS 運用			UDP53、TCP443
	Web フィルタ運用	URL カテゴリの問い合わせ		UDP53、TCP80、TCP443、TCP6060、TCP6061
	メールアンチウイルス運用	ウイルスパターンファイルの更新		UDP53、TCP443
	Web アンチウイルス運用			UDP53、TCP443
	アンチスパム運用	スパム判定の問い合わせ		UDP53、TCP80、TCP443
サンドボックス運用	サンドボックスキャン	UDP53、TCP443		

5. UTM 運用管理・サポートサービス

当社または当社が指定する協力会社が、本サービスをご利用される契約者に対し行う下記①～⑤のサービスをいう。当社指定の設定シートの範囲外の機能への対応は、運用管理・サポートサービスの対象外とします。

① 機器の監視

当社は、本サービスに関するアラームログ収集を行い、契約者の依頼により、機器の状況やアラームログを確認し、電話、電子メールにて対応する。なお、監視経路上の回線や機器に障害が発生する場合があります。常時監視を保証するものではないものとする。

② リモート設定変更

契約者の申請により、本サービスに対する設定内容の追加、変更または削除を、当社が

監視センターよりインターネット経由で設定変更作業を行う。なお、設定変更の申請は個別契約 1 件あたり月 4 件までを基準とする。また、必要があれば契約者による本機器設置場所立会いのもと作業を行うものとする。(平日 9:00~17:00 (祝祭日・年末年始・当社指定休暇日を除く) にて受付、依頼受領から 5 営業日での対応とする)

③ リモートソフトウェアバージョンアップ

当社が、本機器のソフトウェアバージョンのアップグレードが必要と判断した場合、監視センターよりインターネット経由で当該作業を行う。なお、必要があれば契約者による本機器設置場所立会いのもと作業を行う。(毎月第 2 水曜日の夜間 (23:00~28:00) にメンテナンス実施予定とする)

④ 管理者用コントロールパネルの提供とレポート機能の提供

当社は、契約者の管理者へ管理者用コントロールパネルを提供する。なお、管理者は、コントロールパネルにて、各種レポートの取得が可能となる。

⑤ サポートサービス

当社は、契約者に対して対応窓口を用意する。(対応時間 平日 9:00~17:00 (祝祭日・年末年始・当社指定休暇日を除く))

契約者に対しては、電話コールバック対応を行う。(平日 9:00~17:00 (祝祭日・年末年始・当社指定休暇日を除く))

メールについては常時受け付ける。(24 時間 365 日受付)

⑥ レポートサービス

当社は、契約者に対して毎月 UTM に関しての脅威からの攻撃状況等についてレポートを提供します。レポートは、管理者用コントロールパネル経由で提供します。

6. UTM 保守サービス

当社または当社が指定する協力会社が、契約者に対し行う下記①~②のサービスをいう。本 UTM 機器以外の交換を必要とする場合は、保守サービスの対象外とする。詳細は、『VCR 保守 サービス約款』を参照して下さい。

① UTM 機器の先出しセンドバック保守

障害発生時に当社が必要と判断した場合、契約者が指定する場所、または本 UTM 機器が設置されている場所へ、当社の費用負担により同等品を郵送する。到着した機器の交換は、契約者が行う。(当社は、平日 9:00~17:00 (祝祭日・年末年始・当社指定休暇日を除く) の対応、代替機の発送は、受付後、翌営業日とする)

契約者は、交換後速やかに、交換前に使用していた UTM 機器を当社が予め指定した場所へ返却するものとする。(5 営業日以内、送料は当社の負担とする)

障害の原因が本 UTM 機器以外の機器や回線等の障害であると当社が判断した場合、または本機器を正常品と交換しても障害が復旧しない場合は、当社、および契約者協議の上、解決するものとする。

② その他保守サービス

当社または当社が指定する協力会社によるオンサイトでの機器交換は、有償オプションサービスとして契約者へ提供できるものとする。契約者の依頼を受けた場合、当社は契約者へ見積を提示する。

7. UTM 導入サービス作業と設置作業

導入サービスとは、当社または当社が指定する協力会社が契約者の UTM 機器に直接行う以下の作業をいい、これに掛かる費用は UTM の初期費用に含まれる。なお、導入に関する以下のサービス以外については、別途有償にて行うものとし、契約者の依頼を受けた場合、当社は契約者へ見積もりを提示する。

① 契約者が記入した設定シートに基づき、当社、または当社が指定する協力会社が契約者への UTM 導入前に UTM 機器に対して行う基本設定、確認作業をいう。なお、基本作業範囲については、表 3 に沿った設定、確認作業とする。

② 導入サービスは、設定シート記載範囲または表 3 に沿った現状仕様・機能を前提としており、これを逸脱する要求について、当社は対応しないものとする。

2. 設置作業は、当社または当社が指定する協力会社が契約者に直接行う以下の作業をいい、これに掛かる費用は初期費に含まれず、オプションサービスとして表 2 の設置費用に定めるとおりとする。

① 導入サービス提供済の機器を顧客サイトへ設置する作業。

② なお、顧客サイトの設置は、平日 9 時～17 時とし、1 回あたりの拘束時間は最大 2 時間とし、1 人単位の料金とする。それを超える時間や要員の場合は、時間や要員に応じて料金が変わるものとする。

8. Vario EDR/EPP サービスの概要

『セキュリティお助けパック（ネットワーク&端末）』を申し込みした契約者へ、Vario EDR/EPP サービスを提供します。本サービスは、ウィズセキュア株式会社の EDR、EPP 製品に当社の情報セキュリティの専門スタッフが監視、運用を行うサービスです。主な機能を下表に示します。

表 5 Vario EDR/EPP サービスの概要

項目	概要
Vario EPP サービス	<ul style="list-style-type: none">・サイバー攻撃の侵入を未然に防ぎエンドポイントを安全に保つ機能を提供します。・最新の高度なマルウェアなどによる脅威に対応したセキュリティ対策を、AI を活用した振る舞い検知やレピュテーション判断により実現します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の脆弱性情報の一元管理により、エンドポイント環境の包括的な安全性向上が可能です。
Vario EDR サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・EPP を回避して侵入したサイバー攻撃に対し、侵入後に実行されるプロセスの関連性や振る舞いを AI 解析し、脅威の特定とリスクレベルのスコア化を行います。 ・インシデントの重大度と信用度に基づいたスコアリング結果により、判定後の効率的かつ迅速に初動対応が可能です。 ・セキュリティレベルに応じた監視・運用サービスを提供し、契約者の運用負担が少ないサポートの強化を実現します。 ・当社のエンジニアが、高リスク以上のインシデント検知時は、発生事象を分析し、その詳細についてメールで通知します。 ・Vario EPP とセット提供することで EDR 検知による自動端末隔離に対応します。
サポートサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、契約者に対して対応窓口を用意する。(対応時間 平日 9:00~18:00 (祝祭日・年末年始・当社指定休暇日を除く)) 契約者に対しては、電話コールバック対応を行う。(平日 9:00~18:00 (祝祭日・年末年始・当社指定休暇日を除く)) メールについては常時受け付ける。(24 時間 365 日受付) ・サービス導入時やサービス運用中の契約者からのトラブル等の問い合わせに対してリモートにて技術サポートを行います。
レポートサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・Vario エンドポイントセキュリティサービスで検知した情報に関するレポートを毎月提供します。

9. ウイルス駆除サービス&サイバー保険

『セキュリティお助けパック』にご契約の契約者の PC がウイルス感染した場合、契約者に代わり無料でウイルス駆除を実施します。ウイルス駆除は、迅速対応の可能なリモートでの遠隔駆除を実施し、リモート駆除ができない場合は、現地訪問し駆除を行います。ウイルス駆除支援で駆除できなかったウイルス感染に起因する情報漏えいへの損害賠償やシステム復旧に対して、最大 100 万円/年を補償します。本サービスの主な内容は下表のとおりです。また、詳しくは『ウイルス駆除サービス約款』を参照ください。

表 6 ウイルス駆除サービス&サイバー保険概要

項目	内容
----	----

保証条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ VCR116wPlus を設置したネットワーク配下 ・ PC ウイルス駆除サービスでマルウェアの駆除ができなかった場合
補償対象者（被保険者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ VCR116wPlus を購入された契約者
対象端末	<ul style="list-style-type: none"> ・ Windows パソコン、Windows サーバー ※Microsoft 社がサポートしている WindowsOS のみ
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ VCR116wPlus のライセンス有効期間終了まで ※VCR116wPlus が正常に稼働していること
補償金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償：最大 100 万/年 ・ 費用損害：最大 100 万/年 ※賠償損害と費用損害を合わせて、100 万円/年を限度とする
免責金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賠償損害：無し ・ 費用損害：無し
縮小支払割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賠償損害：100% ・ 費用損害：100%
引受保険会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険ジャパン株式会社
取扱保険代理店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸紅セーフネット株式会社

別記

1. 「VCR 売買約款」
<https://www.variosecure.net/work-cat/integration/>
2. 「VCR 運用サービス約款」
<https://www.variosecure.net/work-cat/integration/>
3. 「VCR 保守 サービス約款」
<https://www.variosecure.net/work-cat/integration/>
4. 「ウイルス駆除サービス約款」
<https://www.variosecure.net/work-cat/integration/>
5. 「VarioSecure サービス利用契約約款（Vario Endpoint Security サービス /VarioEndPointSecurity-F サービス /VarioEDR サービス）」
<https://www.variosecure.net/work-cat/mss/>
6. 当社の定める「個人情報の取扱いについて」
<https://www.variosecure.net/privacy/>